

冷戦期日本における国際法研究の諸段階：大東亜国際法から世界法研究へ

韓，相熙
九州大学大学院法学研究院：教授

<https://doi.org/10.15017/7172634>

出版情報：法政研究. 90 (4), pp.99-133, 2024-03-22. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン：

権利関係：



冷戦期日本における国際法研究の諸段階

——大東亜国際法から世界法研究へ——

韓 相 熙

- 1 はじめに
- 2 戦後処理と新しい研究方向性の模索（1946-1959 年）
- 3 質的・量的進化と一般市民への浸透（1960-1975 年）
- 4 研究方法論の多様化と世界法研究の本格化（1976-1989 年）
- 5 おわりに

1 はじめに

本稿は、冷戦期（1946-1989年）の日本で出版された国際法著作の分析を通じて、日本の国際法研究の状況（それは他の東アジア諸国の状況とはかなり異なる⁽²⁾。）を把握することを目的とする。日本は、19世紀中葉から集中的に欧米国際法学を受容し、その結果、1930年代には欧米国際法学の整理にとどまらない「自説」を展開し、研究方法論への自覚をも伴いつつ、1940年代の初頭には日本の研究が世界水準に達したと確信するに至った。すでに整えられていた国際法学会（1897年創設）と『国際法外交雑誌』（1902年創刊）を中心に研究ネットワークも東京から地方に拡大して

（1） 冷戦期の日本の国際法研究に関する論文は多いが、本稿は主に以下の論文を参照した。藤田久一「国際法学の歩みと展望」（法の科学 1・1973）73-86頁；松井芳郎「社会科学としての国際法学—日本におけるその形成と展開」（山手治之・香西茂編『国際社会の法構造—その歴史と現状』（東信堂・2003）所収）5-45頁；Yasuo Ishimoto, Kazuya Hirobe, "Development of Post-War Japanese Studies in Public International Law, Part 1: 1945-1964", *The Japanese Annual of International Law*, No. 30 (1987), pp. 89-129; Yasuo Ishimoto, Kazuya Hirobe, "Development of Post-War Japanese Studies in Public International Law, Part 2: 1965-1987", *The Japanese Annual of International Law*, No. 31 (1988), pp. 94-137; Yasuaki Onuma, "Japanese International Law' in the Postwar Period - Perspectives on the Teaching and Research of International Law in Postwar Japan", *The Japanese Annual of International Law*, No. 33 (1990), pp. 25-53.

いき、一部の大学には研究上の伝統も生まれた。⁽³⁾もしそうであれば、大東亜戦争直前の日本の国際法研究はすでに「自力」を持っていたと言えるので、これ以上「受容」という言葉を使うことは適切でないかもしれない。しかし、東アジア諸国における国際法の研究状況を比較することによって、各国の特徴を確認できるだけでなく、国際法の普遍化・地域化のプロセスを理解するための貴重な端緒を得ることができるため、このような比較研究は必要であると筆者は考えている。⁽⁴⁾

以上の認識の下で、以下では、冷戦期の日本における国際法研究を3つの段階に分けて、各段階の特徴を検討することにする。⁽⁵⁾

2 戦後処理と新しい研究方向性の模索（1946-1959年）

戦後初期の日本の国際法学会の雰囲気は非常に複雑であった。例えば、大平善梧の回想によれば、1945年8月下旬、国際法学会の中堅幹部が神田の学士会館に集まって日本及び学会の将来について懇談した。この会議では、大東亜国際法など戦争中の国際法学会の態度に対する評価と反省、敗戦国の地位に対する認識、戦後処理の諸懸案、海外の

(2) 本稿は、日本以外の東アジア諸国（中国・台湾・韓国・北朝鮮・ベトナム）を取り上げた次の拙稿の続編である。従って、本稿が取り上げる日本の状況についても、拙稿での検討内容と比較可能な形で構成されていることをあらかじめお断りしておきたい。韓相熙「冷戦期東アジア諸国における国際法研究の諸段階—1946-1989年間に中国・台湾・韓国・北朝鮮・ベトナムで出版された著作を中心に」(法政研究90-3・2023) 133-166頁。

(3) 戦間期の日本の研究については次を参照。韓相熙「戦間期東アジアにおける国際法研究の諸段階—日本・中国・朝鮮半島・台湾・ベトナムで出版された著作を中心に」(明石欽司・韓相熙編『近代国際秩序形成と法—普遍化と地域化のはざま』(慶應義塾大学出版会・2023) 所収) 5-15頁。

(4) また、以下のことについてもお断りしておきたい。第1に、分析対象は主に概説書・体系書・講義案などが中心であるが、本稿の趣旨に照らして一部の著者の業績・貢献や各時期の特徴などを強調するために、若干の専門書も含めている。第2に、概説書・体系書・講義案を区分せずに「著作」として統一した。第3に、著作の改訂版や新版、資料集、条約集、論文集、判例集、報告書、そして冷戦期に再刊された戦間期の著作は、「本稿の説明に必要と思われる一部を除いて」割愛した。第4に、本稿の著作リストは完全なものではなく、未整理・未発掘の著作もありうる。第5に、本稿の「著作」に関する叙述や情報は、特に「注」で明記しない限り、各著作の「はしがき」や「あとがき」に当たる部分から引用したものである。全ての著作に注をつけるのは紙幅の都合からも困難であるためこれらについては割愛した。

(5) 本稿の時期区分は、主に旧・新世代の学者の交替と研究・出版上の変化を考慮に入れて便宜上設定したものである。特に、「横田喜三郎・田岡良一・田畑茂二郎による『法律学全集』シリーズの最後のIII (1959年)と高野雄一の『国際法概論』(上) (1960年)の出版」、そして「1976年からの山本草二など新世代の活躍・多数共著の増加・世界法学会の設立」を二つの大きな「分岐点」として捉え、冷戦期を3つの段階に分けた。

(6) 大平善梧「最近の国際法学界」(一橋論叢22-1・2合併号・1948) 60-64頁。

国際法研究動向の把握、国際法研究の再開とその方向性の模索などの問題をめぐって忌憚のない意見が交わされたが、全体的な雰囲気はかなり複雑だったようである。⁽⁷⁾

しかし、日本の国際法学会はすぐに立ち直り、その5年後に開かれた「国際法学会創立五十周年記念総会」では、国際法学会の50年間の歴史を回顧しながら、また「恐くは次に来るべき五十年間には前途多難なる『国際連合』も大に進歩発達して、古来哲人の夢想したる『世界国家』を実現するに至る」ことを期待しながら、戦後の「我が国の国際的地位を改善するためにも、平和国家として再出発するためにも」、国際法研究に尽力することを決議した。⁽⁸⁾ 一時期勢い盛んに行われた「大東亜国際法」の研究は終戦とともに完全に姿を消し、戦後の日本の国際法研究は新しい方向に向かって本格的に再開したのである。

表（A-1）から（A-7）は、戦後から1959年までに日本で出版された国際法著作のリストである。最初に目に入るのは戦間期（明治・大正・昭和初期）に活躍した遠藤源六の著作であるが（表（A-1））、これは明治大学の講義要綱（2冊）を出版したものである。

（A-1）遠藤源六の著作

	著者	タイトル	年度	出版社
1	遠藤源六	著『国際法講義要綱（平時の部）』	1954	東京：明治大学出版部
		著『国際法講義要綱（戦時の部）』	1955	東京：明治大学出版部

なお、戦後の国際法研究の中心となったのはやはり横田喜三郎、田岡良一、田畑

（7） 大平は、徹底した反省がなされていないことを遺憾としながら、「戦争中の対米思想戦のチャンピオンの一人が、八月十五日を境に、百八十度の転換をなし、世界平和運動の宣伝者に化したことなどは、この間の出来ごとである。またわれ一人罪なしとして、戦勝者であるか如き、勢のある評論を物するものも輩出した。国際法学が、現実の国際関係を取扱ふものである以上、この現象は止むを得ないことであらうが、日本人の国民性を端的に打ち出したものとも見られるのである。」と述べている。大平・前掲注（6）61頁。もちろん、これは大平個人の意見であり、当時も今も、どの程度の人がこの意見に共感するかは分からないが、この大平の回想から戦後初期の複雑な雰囲気が想像できる。

（8） この部分については次の論文を参照。国際法学会編「国際法学会創立五十周年記念総会」（国際法外交雑誌48・1・1949）1-34頁；信夫淳平「我国に於ける国際法の前途」（国際法外交雑誌45・3・4合併号・1946）1-6頁。

茂二郎のトロイカであった。この3名はすでに各々独自の研究方法論に基づいて様々な研究に取り組み、場合によっては激論を交えながら、戦後の研究を牽引していた（表（A-2））。この3名については、一般的に言えば、横田は「ケルゼンの純粋法学を紹介し、純粋法学の方法をとる法学者であり、純粋法学と国際法団体の立場に立つ国際法学者」として、田岡は「一言で言えば、歴史の実証主義」であり、「綿密な歴史的考証と法理論的考察をあわせ総合した実証主義的方法によって、これまで未開拓の分野や未解明の問題に分析を加え、解明を与えるとともに、国際社会の現実に基づいて、国際法規の適正な妥当の限界を究明」した学者として、そして田畑は「近代国際法の歴史的 성격及び社会的基盤を明確にするとともに、その現段階における妥当の様態を実証的に分析」した学者として、各々評価されている⁽¹¹⁾。

（A-2）横田・田岡・田畑の著作（1946-1959年）⁽¹²⁾

	著者	タイトル	年度	出版社
1	横田喜三郎	著『国際法』	1948	東京：有斐閣
		著『世界国家の問題』	1948	東京：同友社
		著『国際法の基礎理論』	1949	東京：有斐閣
		著『国際法』	1951	東京：勁草書房
		著『国際法学』（上巻）	1955	東京：有斐閣
2	田岡良一	著『国際法』	1950	東京：勁草書房
		著『国際公法』	1952	東京：勁草書房
		著『国際法講義』（上巻）	1955	東京：有斐閣
3	田畑茂二郎	著『世界政府の思想』	1950	東京：岩波書店
		著『国際法I』	1951	東京：有信堂
		著『国際法』（上巻）・（下巻）	1954 -1955	東京：有信堂
		著『国際法・国際政治の諸問題』	1955	東京：有信堂
		著『国際法』	1956	東京：岩波書店

（9） 松井・前掲注（1）7-13頁。

（10） 例えば、国際法学会第五十周年記念大会における横田と田岡の論争が挙げられる。大平・前掲注（6）64頁。

（11） 国際法学会編『国際関係法辞典（第2版）』（三省堂・2005）584, 593, 863頁。

（12） 冷戦期のこの3名の著作は改訂版、新版、補訂版など全ての版を入れるとあまりにも多いので、本稿ではその中で最も重要と思われる著作の初版を中心にまとめた。

この横田・田岡・田畑の日本国際法史における位置付けについては、田畑が亡くなった際の小田滋による「追悼の辞」によく現れている。小田は、明治・大正・昭和のはじめを「あくまでも欧米の国際法の輸入、模倣の時代」とであると評価しながら、以下のように述べている。

「ようやく戦争の前後にかけて、日本の国際法学界にはふたりの世界に出して恥ずかしくない国際法学者をもちました。東京大学の横田喜三郎先生と東北大学から京都大学に転じておられた田岡良一先生であります。明治以後の日本で長い国際法移入期を経て、横田、田岡両先生がおそらく日本ではじめて借り物ではない自前の国際法学を始めておられます。

その間を縫って、第二次大戦のきわめて困難な時期に彗星の如く登場して来たのが、若き京都大学助教授田畑茂二郎先生でした。それから戦争直後の時期にかけて国際法の学界での田畑先生の登場が如何に輝かしかったか。そうしてそれは戦後に新しく育とうとしていた私あるいはそれ以後の世代にどれほどインパクトを与えたかは、とてもひとことで語りつくせることではありません。⁽¹³⁾」

次に、表（A-3）は上記の4名以外の著者によって執筆された著作（単著）のリストである。表からもすぐわかるように、戦間期から活躍していた学者たちに、戦後新しく登場した学者たちが加わっている。そして国際法の研究教育が、早稲田大学（一又正雄）、慶應義塾大学（前原光雄）、大阪大学（大淵仁右衛門）、東北大学（小谷鶴次（後に広島大学）・祖川武夫）、関西大学（嘉納孔（後に神戸大学）・川上敬逸）、中央大学（田村幸策）、明治大学（鈴木萬美・宮崎繁樹）、東京大学（高野雄一）、成蹊大学（入江啓四郎）、九州大学（伊藤不二男）など、各大学の国際法担当の教員を中心として着実に全国に拡大していった。

(13) 小田滋「故田畑茂二郎会員追悼の辞」(日本学士院紀要56・3・2002) 237頁。

(A-3) 1946年から1959年までに出版された単著

	著者		タイトル	年度	出版社
1	一又正雄	著	『国際法の理念と歴史』	1948	東京：正統社
		著	『国際法學』	1950	東京：評論社
		著	『国際法學講義』	1952	東京：敬文堂
2	前原光雄	著	『国際法』（1－6）	1948 -1951	東京：慶應通信教育図書
		著	『国際法』	1949	東京：世界書院
		著	『国際法講義案（平時）・（戦時）』	1951	東京：慶應通信
3	大淵仁右衛門	著	『国際法講義』	1948	京都：三和書房
		著	『国際法の拘束力の根拠に関する研究』	1952	東京：三和書房
4	小谷鶴次	著	『国際法要綱』	1949	東京：有斐閣
		著	『教養国際法』	1959	東京：有斐閣
5	嘉納孔	著	『国際法』	1949	京都：三和書房
6	田村幸策	著	『国際法』（1－4）	1949	東京：中央大学通信教育部 事務局
		著	『国際法』（上巻）・（中巻）・（下巻）	1951 -1952	東京：有斐閣
7	祖川武夫	著	『国際法Ⅳ』	1950	東京：法政大学通信教育部
8	鈴木萬美	著	『国際法』	1950	東京：巖松堂書店
9	高野雄一	著	『国際法講義要目』	1950	東京：不明 ⁽¹⁴⁾
		著	『国際法（5・戦時2）』	1951	東京：法政大学通信教育部
		著	『国際法総論（国際法講義案I）』	1952	東京：有斐閣
		著	『国際公法』	1954	東京：弘文堂
		著	『国際法概論』	1957	東京：弘文堂
10	川上敬逸	著	『国際法』（上巻）	1952	京都：三和書房
		著	『国際法の諸問題』（前編）・（中・後編）	1954	京都：三和書房
11	国家試験研究会	編	『国際公法』	1954	東京：高文社
12	入江啓四郎	著	『国際公法』	1955	東京：法文社
		著	『現代の国際法』	1959	東京：社会思想研究会出版部
13	宮崎繁樹	著	『国際法要論（国際法講義案）』	1955	東京：文雅堂書店
14	伊藤不二男	著	『スアレスの国際法理論』	1957	東京：有斐閣

(14) この著作の出版社は不明であるが、翌年（1951年）有斐閣からも出版されている。

これらの著作には次のような二つの共通点が見られた。一つは、著作出版の主な目的の一つが、学生の便宜や講義の便宜を図ることであったということである。当時の国際法の講義は講述・筆記中心となっていたので、学生たちが筆記のみに専念し、それ故内容の理解が疎くなったり進度が遅れたりしていた。従って、著作（教科書）の提供によってこれらの問題を解決しようとしたのである。もう一つは、著者が自己の見解を積極的に展開するよりは、通説または代表的な学説を紹介しようとしていたことである。その理由は明らかではないが、おそらく受験のために学生に「正解」をはっきり教えるためであったかもしれない。

もちろん、自分の主張を明確に提示する著者もいた。例えば、鈴木は「私の国際法研究の態度はどこまでも国際法を歴史的現段階に於て客観的に把握せんとするにある。（中略）私は又、国際法の基礎に倫理性を主張する。」（A-3-8）と強調し、若き宮崎も「国際法を如何に理解するかは、著者の立場によって必ずしも同一ではない。わたくしは、『法は窮極において、個人の幸福利益を増進するための社会制度でなければならない』との立場から、実定国際法を理解しようとした。」（A-3-13）とする。また、大澤章の弟子の川上は、自分が「実定法から自然法へと転換の一途を辿ってきた」（A-3-10）ことを告白している（『国際法の諸問題』（前編））。しかし、全体的には、やはり著者個人の見解よりは、通説を強調する雰囲気であったと思われる。

なお、この時期には、他の東アジア諸国ではあまり見られない以下の3つの特徴が確認される。

第1に、様々な「共著」が現れた。それまではほぼ執筆されてこなかった共著が、この時期を起点として本格的に出版されることになる。この時期の共著は、大学ごとにまたは師弟が共著した著作である（表（A-4））。1番は、京都大学の田岡と田畑が、2番のIは横田、IIは横田・高野、IIIは高野が共に執筆している。また、3番は、その「序」を遠藤が書いているので、事実上、遠藤・鈴木・宮崎という明治大学の3世代による著作である。4番は、横田と彼の4名の弟子（高野・寺沢一・小田・石本泰雄）との共著であり、横田は「執筆者としては、私を除けば、若い新進の国際法学者である。幸いに、東京大学でいっしょに研究したものばかりであるから、根本的な見解の違いはなく、全体として調和のある統一的な著書と

なった。」と述べている。そして5番は、田岡と、彼の弟子の畝村との共著である。以上のように、この時期の共著は京大と東大を中心として執筆されたが、次の時期からはこの範囲を遥かに超える非常に大きなスケールになっていく。

(A-4) 共著の登場 (1946-1959年)

	編著者	執筆者	タイトル	年度	出版社
1	田岡良一、田畑茂二郎 (著)	2 名	『国際法講話』	1948	京都：高桐書院
2	横田喜三郎、高野雄一 (著)	2 名	『国際法』(1-3)	1948-1949	東京：法政大学通信教育部
3	鈴木萬美、宮崎繁樹、奥末廣 (著)	3 名	『近代戦と国際法』	1951	東京：明治大学国際法研究室
4	横田喜三郎 (編)	5 名	『国際法』	1954	東京：青林書院
5	田岡良一、畝村繁 (著)	2 名	『国際法』	1957	東京：青林書院

また、厳格な意味での「共著」とは言えないが、国際法学会の企画により、1953-54年に『国際法講座』が出版された(表(A-5))。この『国際法講座』は、国際法学会によって「一般の国際法のテキスト・ブックで取扱われている諸問題について」、「それぞれの学者がとくに関心をもち、特別な研究をした問題について執筆」することによって、「全体としてかなり詳細な国際法のテキスト・ブック」として編纂された著作(3冊)⁽¹⁵⁾である。参加者は当時の著名な学者24名であり、一人が複数の節を担当している。

(A-5) 国際法学会の『国際法講座』

	編者	タイトル	年度	出版社
1	国際法学会 (編)	『国際法講座』(第1巻・第2巻・第3巻)	1953-1954	東京：有斐閣

そして、有斐閣の『法律学全集』シリーズとして、横田・田岡・田畑が1巻ず

(15) 各巻の執筆者は以下の通りである。第1巻(横田喜三郎、田岡良一、恒藤恭、田畑茂二郎、安井郁、一又正雄、高野雄一、皆川洗、大澤章、大平善梧、小谷鶴次)；第2巻(前原光雄、大平善梧、田村幸策、嘉納孔、山名壽三、伊藤不二男、皆川洗、小谷鶴次、海妻玄彦、一又正雄、山下康雄、田畑茂二郎)；第3巻(寺沢一、小谷鶴次、高野雄一、神谷龍男、入江啓四郎、大平善梧、信夫淳平、榎本重治、横田喜三郎、山下康雄、石本泰雄、田岡良一、前原光雄)。

つ執筆した著作も出版された（表（A-6））。これは横田・田岡・田畑が、「国際法の講義で取扱うところを三つの部分に分け」、一人ずつ担当した著作である。従って、3巻を合わせると一つの共著であり、各々異なる研究方法論に基づいて執筆されているのでその意味では3つの別個の著作ともいえる。特に、I（国際法の基本的性質、国際法の主体）を担当した田畑は、「今度の書物は、自分にとって、研究生生活二十年の総決算といったような意味をもっている⁽¹⁶⁾」と述べている。

（A-6）田畑・横田・田岡による『法律学全集』シリーズ

	著者		タイトル	年度	出版社
1	田畑茂二郎	著	『国際法I』（法律学全集55）	1957	東京：有斐閣
2	横田喜三郎	著	『国際法II』（法律学全集56）	1958	東京：有斐閣
3	田岡良一	著	『国際法III』（法律学全集57）	1959	東京：有斐閣

第2に、学生や一般市民に国際法をわかりやすく伝えようとする様々な試みが現れた。例えば、田岡と田畑は『国際法講話』（A-4-1）で以下のように述べている。

「本書は、現下の我々国民にとって最も重要な問題の一つである国際法の知識を、広く一般人に分ちたいという念願の下に執筆したものである。従って叙述は出来るだけ平易にし、或は事例を挙げ、或は法規を生んだ政治的・社会的環境を説明して法規成立の由来を明かにして、理解の便を計ることに留意した。」（傍点は引用者（韓）による。以下同様。）

また、入江の『現代の国際法』（A-3-12）は「現代教養文庫」として出版されており、小谷の『教養国際法』（A-3-4）には「本書が少しでも日本国民の国際法に対する認識に裨益することが出来れば、望外の喜びといわねばならない。」と書かれてある。以上のように、学生のための教材であれ、一般市民向けの教養書であ

(16) 田畑茂二郎「執筆を終って」（法律学全集月報12・1957）103頁。

れ、ともに様々な工夫がなされ始めた。しかし、これはまだ幕開けに過ぎず、一般市民への浸透という試みは次の時期から徐々に本格的になっていく。

第3に、世界法、世界政府、世界連邦、世界国家などを取り上げる研究（以下、「世界法研究」）が始まった。この世界法研究も基本的には横田、田畑、高野によって始められた。⁽¹⁷⁾例えば、横田の『世界国家の問題』（1949年）や田畑の『世界政府の思想』（1950年）が出版されており、高野もすでに論文を発表していた。⁽¹⁸⁾もちろん、世界法研究は日本だけの現象ではなく、戦後のアメリカなどでもすでに行われていたし、戦間期の日本でも田中耕太郎、恒藤恭、大澤章などによる研究があった。しかし、戦後の日本の世界法研究は、後述の通り、世界法学会を組織するなど、他国ではほぼ見られない方向に向かっていく。

なお、この時期にもいくつかの翻訳が出版されている（表（A-7））。具体的には、グロティウス、ケルゼン、ブライアリー、コーベット（P. E. Corbett）の著作が翻訳され、4冊中の3冊が一又によって翻訳されている。特に、グロティウスの翻訳は、当時はもちろん、現在においても東アジアのどの国でも見られない翻訳である。同翻訳については、「華中に出征した一又博士が、この翻訳には一又家の命運がかかっていると民子夫人に原稿の安全地へ疎開を命ぜられたという美談」⁽¹⁹⁾が残っている。

（A-7）翻訳（1946-1959年）

	著者・訳者	タイトル	年度	出版社
1	グローチウス（著）、一又正雄（訳）	『戦争と平和の法』（全3巻）	1950 -1951	東京：巖松堂
2	ハンス・ケルゼン（著）、鶴飼信成（訳）	『法と国家』	1952	東京：東京大学出版会
3	J. L. ブライアリー（著）、一又正雄（訳）	『国際法—平時国際法入門』	1955	東京：有斐閣
4	P・E・コーベット（著）、一又正雄（訳）	『国際関係における法と社会』	1957	東京：日本外政学会

(17) 但し、大平は戦後直後にアメリカにおける世界政府論の議論を紹介している。大平善梧「国際法より世界法へ—米国に於ける世界政府論の展望」（国際法外交雑誌45・9・10合併号・1946）1-26頁。

(18) 高野雄一「世界法研究会—世界法学会発足の頃」（世界法年報7・1987）37-38頁。

(19) 大平善梧「一又正雄博士の逝去を悼む」（国際法外交雑誌11・1・1975）94頁。

3 質的・量的進化と一般市民への浸透（1960-1975年）

この時期は戦後処理もある程度終わり、学者たちは比較的落ち着いた環境の中で国際法研究に取り組んだ。国際法の研究は全国の各大学にさらに拡大し、冷戦期の中では最大の研究結果が出版された。特に、この時期には、国際法研究が質量共に充実し、国際法の知識を一般市民に普及させようとする試みが本格的に行われた。

まず、表（B-1）に挙げた横田・田岡・田畑の著作は、戦間期から戦後まで活躍した3名の手による最後の著作である。

（B-1）横田・田岡・田畑の著作⁽²⁰⁾

	著者		タイトル	年度	出版社
1	横田喜三郎	著	『国際法』	1960	東京：有斐閣
2	田岡良一	著	『国際法』	1973	東京：勁草書房
3	田畑茂二郎	著	『国際法の話』	1966	東京：日本放送出版協会
		著	『国際法講義』（上）・（下）	1968-1970	東京：有信堂高文社

また、表（B-2）はこの3名以外の学者によって出版された著作（単著）である。横田・田岡・田畑が築き上げた、各々異なりながらも非常に優れた国際法研究は、若い学者たちに豊かな研究方法論を提供した。新しい世代は彼らの成果を継承したり融合させたりしながら成長した。

（B-2）1960年から1975年までに出版された単著⁽²¹⁾

	著者		タイトル	年度	出版社
1	高野雄一	著	『国際法概論』（上）	1960	東京：弘文堂
		著	『国際組織法』（法律学全集58）	1961	東京：有斐閣
		著	『日本の領土』	1962	東京：東京大学出版会
2	石本泰雄	著	『条約と国民』	1960	東京：岩波書店

(20) 横田の『国際法』と田岡の『国際法』は各々「改訂版」と「全訂版」であるが、ここでこの3名をまとめたかったので例外的に入れた。

(21) 瀬川の著作（B-2-14）は「編著」となっているが、他の執筆者の情報がなく、一人で執筆したものと理解されるので、「単著」として扱った。

3	森健臣	著	『国際法要義』	1960	東京：アヅミ書房
4	山手治之	著	『国際法講義案I』	1960	京都：法律文化社
		著	『国際法論序説』（国際法講義I）	1962	京都：法律文化社
5	安井郁	述	『国際法講義案』（第一分冊）	1962	東京：政文堂
		著	『国際法学と弁証法』	1970	東京：法政大学出版局
6	東大緑法会	編	『国際法—公法・私法』	1962	東京：酒井書店・育英堂
		編	『国際法』	1963	東京：酒井書店・育英堂
7	入江啓四郎	著	『国際法解説』	1964	東京：成文堂
8	桜井光堂	著	『道徳のための国際法教典』	1964	柏：広池学院出版部
		著	『新版国際法』	1968	東京：有信堂
9	伊藤不二男	著	『ビトリアの国際法理論—国際法学説史の研究』	1965	東京：有斐閣
10	深津栄一	著	『国際法研究』（一）・（二）	1965 -1966	東京：新生社
		著	『国際法研究』（三）	1969	東京：八千代出版
		著	『国際法』	1970	東京：評論社
11	宮崎繁樹	著	『国際法』	1965	東京：日本評論社
12	田村幸策	著	『国際法』	1967	東京：鹿島研究所出版会
13	金井英隆	著	『国際法講義要綱』（上巻）	1967	奈良：飛鳥書房
14	瀬川善信	編著	『国際公法』	1967	東京：評論社
15	経塚作太郎	著	『国際法講義』	1967	東京：中央大学出版部
		著	『国際法』	1971	東京：中央大学通信教育部
		著	『現代国際法要論』	1973	東京：中央大学出版部
16	川上敬逸	著	『平時国際法』	1968	吹田：青山書店
17	寺沢一	著	『国際法と現代』	1968	東京：日本評論社
18	西俣昭雄	著	『国際法研究』	1970	東京：明好社
19	落合淳隆	著	『現代国際法政要論—アジア・アフリカを中心として』	1970	東京：敬文堂
20	菊地正	著	『現代国際法論』（上）	1971	京都：法律文化社
21	松隈清	著	『現代国際法』（上巻）	1971	東京：精文館
22	清水良三	著	『国際法における伝統と革新』	1971	東京：酒井書店

23	筒井若水	著	『戦争と法』	1971	東京：東京大学出版会
		著	『現代国際法論—国際法における第三状態』	1972	東京：東京大学出版会
24	一又正雄	著	『国際法』	1972	東京：酒井書店
25	山本草二	著	『国際社会と法』	1974	東京：日本能率協会
26	大沼保昭	著	『戦争責任論序説』	1975	東京：東京大学出版会
27	畝村繁	著	『日常生活と国際法』	1975	京都：法律文化社

例えば、高野雄一は横田国際法学を継承しそれをさらに発展させようと試みた。⁽²²⁾より具体的には、「日本における国際法学の現状を概観するとき、そこには実定的なるもの、実証的なものへの傾斜が明らかに見出される。このことは高野教授の長年にわたる学問的営為なくして語り得ないことであり、日本の国際法学に対する教授の重大な寄与のひとつはここにあるといえよう。すなわち、教授はその初期の研究から今日に至るまで、いわゆる純粋法学的国際法学の批判的継承の上に、実証・実定的国際法学を一貫して展開され、その堅実、克明な研究成果によって後進に多大の影響を与えられたのである。」⁽²³⁾と評価されている。

その反面、同じ横田の弟子の石本泰雄や祖川武夫の研究は、高野とは逆に、田岡や田畑のいわゆる「京都学派」の歴史的方法の影響を受けながら、規範の構造転換または国際社会の構造転換の分析に重点をおいた。松井によれば、「日本の国際法学は、横田による国際法の規範論理構造の精密な分析の手法と、田岡によるその社会的・歴史的基盤の分析の方法によって、社会科学としての基礎を据えられた。そして、このような基礎の上に現代国際法学を確立したのは、第二次世界大戦後を主な活躍の舞台とした田畑茂二郎（一九一―二〇〇一年）、祖川武夫、石本泰雄な

(22) Onuma, *supra* note 1, p. 36. Onuma Yasuaki, “Takano Yuichi: Personification of a Liberal Mind and Solid Scholarship”, *Japanese Yearbook of International Law*, Vol. 53 (2010), pp. 389-409.

(23) 寺沢一ほか編『国際法学の再構築 上（高野雄一先生還暦記念）』（東京大学出版会・1977）「はしがき」。また、高野の『国際組織法』は上記の田畑・横田・田岡の「法学全集」シリーズの一つとして出版された。同著作の出版もこの企画の最初からあったものの、ある事情により執筆・出版が遅れたようである。その事情については次を参照。高野雄一「国際法四巻 しんがりの一筆を完うして」(法学全集月報42・1961) 297-299頁。

どだった。」⁽²⁴⁾ という。

これらの先学の優れた研究方法論は、石本や祖川だけでなく、高林秀雄、太寿堂鼎、香西茂、竹本正幸、寺沢一、山手治之などの学者たちによって、終戦直後から国際法の各分野において着実に適用されていた。歴史研究もその一例であり、伊藤不二男によるビトリアとスアレスの研究は、「わが国における国際法学説史の礎石を築いた名著」⁽²⁵⁾として高く評価されている。一方、戦間期から欧米国際法学だけでなく、ナチス国際法学やソビエト国際法学まで幅広く研究していた安井郁は、戦後、東大を辞任させられ、法政大学に移った。その後、安井は環境運動や北朝鮮の主体思想の研究まで行いながら自分の国際法学を模索し続けた。⁽²⁶⁾

また、この時期には、前の時期とは違って、様々な特殊なアプローチに基づく著作も次々と出版された。例えば、筒井の『現代国際法論』(B-2-23)は、「平時・戦時とは別という意味」での「第三状態」という概念から国際法を分析した著作である。そして落合の著作(B-2-19)は、一又・入江の指導を受けながら、インドのデリー大学での留学経験に基づいて執筆されたものであり、アジア・アフリカの国際法観を含めた第三世界国際法学を幅広く紹介している。

他にも、著者自身の独特の問題意識や信念を提示する著作も増え始めた。例えば、桜井の『道徳のための国際法教典』(B-2-8)は「人を美しく澄んだ立派な心に育てあげることが国際法教育の最大の目標」とであるとする。また、西俣の著作(B-2-18)は「世界全体の利益とその平和的發展は、国際社会の一員である日本の利益や発展と大局的に矛盾するものではない」ことを繰り返して強調しており、菊池の著作(B-2-20)は「共同の利益は、社会の最上の鎖」であるとしながら、「今日、諸国家を結びつける最上の鎖は、国際法」であるという。⁽²⁷⁾

(24) 松井・前掲注(1)13頁。

(25) この部分については次の論文を参照。松井・前掲注(1)13-26頁。

(26) 九州大学法政学会編「伊藤不二男教授還暦祝賀論文集」(法政研究38・2・1972)「献辞」。

(27) 『国際法講義案』(法政大学)の「著者の言葉」によれば、安井は彼独自の国際法学の理論体系を確立するために『国際法学大系』という著作の出版を企画していたようであるが、この『国際法学大系』は結局出版されなかった。安井は『国際法学と弁証法』の「序文」で、「本書をまとめながら、私は絶えず恩師立作太郎先生のことを考えた。先生が伝統国際法学とはちがう道をひたむきに進もうとする不肖の弟子を暖かく見守ってくださったことを、私は心から感謝している。」と述べている。

(28) また、次の佐藤の著作は「現代国際法思潮の基本的部分をひととおり理解」するために特に

以上のように、長く蓄積されてきた、優れた先学の学術的経験は、様々なメカニズムを通じてシナジーを創り出しながら、国全体の国際法研究のレベルを徐々に上昇させた。日本の国際法学は、おそらくこの時期に、「全体として」、質的にも量的にもかなり大きな躍進を遂げたのではないと思われる。

なお、前の時期に見られた3つの特徴はこの時期にもさらに著しいものとなった。

第1に、戦後初期から現れた共著がさらに増加した。日本の場合、戦間期にすでにかなりの研究がなされていたので、単著を執筆可能な学者がいない故に共著が増えたというわけではない。その意味で、これは他国の状況とはかなり異なる非常に興味深い現象である。便宜上、共著を5名未満の「少数共著」と5名以上の「多数共著」に分けて説明する。

表（B-3）は少数共著、表（B-4）は多数共著のリストであるが、少数共著は1冊である一方で、多数共著は7冊出版された。また、多数共著の執筆者数も8～20名まで増えた。

（B-3）少数共著（5名未満）（1960-1975年）

	著者	執筆者	タイトル	年度	出版社
1	香西茂ほか（著）	香西茂、太寿堂鼎、高林秀雄、山手治之（4名）	『国際法概説』	1967	東京：有斐閣

（B-4）多数共著（5名以上）（1960-1975年）

	著者	執筆者	タイトル	年度	出版社
1	田畑茂二郎、石本泰雄（編）	石本泰雄、香西茂、太寿堂鼎、高林秀雄、竹本正幸、田畑茂二郎、土屋茂樹、林久茂、山手治之（9名）	『国際法』	1963	東京：高文社

重要と思われる国内外の文献を、そして中原の著作は労組、国際蹴球協会連盟、国際組織など、国家ではない非国家主体に関する外国の文献を、各々抜粋・翻訳・解説したものである。佐藤和男『国際法現代文献解説』（新生社・1967）：中原喜一郎『民間国際法論』（中央大学生協出版局・1972）。

2	高野雄一（編）	石本泰雄、内田久司、小田滋、川田侃、香西茂、杉山茂雄、高野雄一、寺沢一、宮崎繁樹、山手治之（10名）	『現代法と国際社会』	1965	東京：岩波書店
3	経塚作太郎、杉山茂雄、宮崎繁樹（編）	海妻玄彦、城戸正彦、瀬川善信、関野昭一、芹田健太郎、中村洸、林司宣、播里枝、広部和也、深津栄一、松田幹夫、横川新（12名）	『国際法講義』	1970	東京：青林書院新社
4	小田滋、石本泰雄、寺沢一（編）	石本泰雄、内田久司、小田滋、寺沢一、波多野里望、東寿太郎、森脇庸太、山本草二（8名）	『現代国際法』	1971	東京：有斐閣
5	大平善梧（編）	大平善梧、経塚作太郎、鷺見一夫、桑原輝路、池田文雄、川崎孝子、服部弘志、大谷良雄、横川新、原正行、深津栄一、野瀬和紀、宮崎繁樹（13名）	『現代の国際法』	1972	東京：有信堂
6	石本泰雄、佐藤由須計（編）	安藤仁介、石本泰雄、小川芳彦、香西茂、佐藤由須計、瀬川善信、太寿堂鼎、高林秀雄、竹本正幸、中村道、林久茂、深津栄一、宮崎繁樹、山本草二（14名）	『国際法—重要問題と解説』	1974	東京：法学書院
7	田畑茂二郎、石本泰雄（編）	安藤仁介、家正治、石本泰雄、小川芳彦、川岸繁雄、金動勲、香西茂、芹田健太郎、太寿堂鼎、高林秀雄、竹本正幸、田畑茂二郎、月川倉夫、土屋茂樹、中村道、林久茂、藤田久一、牧田幸人、松井芳郎、山手治之（20名）	『ハンドブック国際法』	1975	東京：有信堂高文社

まず、編者と執筆者たちは様々な学縁や地縁などのネットワークで繋がっている。いくつかの具体的な例を挙げるならば、「日頃から同じ研究会で常に一緒に勉強している間柄」(B-3-1)、「編者・執筆者は、現在では仙台から熊本まで全国に散在しているが、実は昭和22年から30年にかけて東京大学で国際法の研究をはじめた者ばかり」(B-4-4)、「同じ研究室の空気を吸ったものたち」(B-4-5) などである。

また、前の時期と違って、著作の目的も多様化している。初心者を主な対象とす

る著作もあれば、やや深い内容まで紹介する著作もある。例えば、「一般教養を高める意味で、現代の複雑な国際法関係を全般的に把握・理解しようとする初心者のため」の著作（B-2-21）、「教科書から専門的研究への媒介者の機能」を目指す著作（B-4-1）、そして「国際法の教科書が、たて糸の役割を果たすとすれば、この書物の果たすべき役割は、よこ糸のそれである。教科書が炭水化物の機能をいとなむとすれば、この書物のいとなむべき機能はビタミンのそれである。」（B-4-6）などが挙げられる。

そして、この時期の共著のピークは、1975年の国際法学会による『国際法辞典』の出版に見出される。およそ180名の国際法学者が参加した同辞典は、本稿が対象とする「共著」とは言えないが、日本において19世紀から長い間蓄積されてきた国際法研究の総決算の一つともいえよう（表（B-5））。

（B-5）国際法学会による『国際法辞典』の出版

	著者	執筆者	タイトル	年度	出版社
1	国際法学会（編）	180名	『国際法辞典』	1975	東京：鹿島出版会

第2に、学生や一般市民に国際法をわかりやすく伝えようとする試みがこの時期からまさに本格的に行われた。学生のために、例えば、「ハンドブック」のような工夫がなされたが、特に国際法に対する「一般市民」の関心を呼び起こすための積極的な工夫がよく見られた。例えば、田畑は、「戦争と平和の法」と題するNHKのシリーズ放送の内容をまとめた『国際法の話』（B-1-3）において以下のように強調している。

「ところで、放送のときもそうであったが、本書でもっとも力を注いだのは、どうしたならば、国際法に対して、一般の人びとの関心をよび起こすことができるかということであった。国際法というと、国家相互の問題であって、自分達の生活とはかかわりあいのない、なにか遠い彼方のことのように漠然と思ひこんでいるひとがきわめて多い。しかし、実はそうではなく、国際法上の問題で、直接・間接、国民生活に重大な影響をもつものは少なくないのである。ま

ず、この点について、一般のひとびとの蒙を啓く必要があるであろう。本書で、まずなによりも力点をおいたのは、このことであった。」

また、石本泰雄も『条約と国民』(B-2-2)において次のように述べている。

「外交問題はよくわからぬまま、『えらい人』に委せておけということになってしまふ。まさか同じ日本人だ、悪いようにはしないだろう、兄弟げんかはしていても、家庭の外にたいしては共同して侮りをふせぐということもあるではないか、ということになるわけである。しかし、それは危険だ。『大東亜戦争』だって、軍部や資本や、それと結んだ政治家たちのためにおこなうといわれたことは一度もない。『天皇』や『国家』のために、『全体』のために、おこなわれるといわれたものだった。(中略) 外交はつねに国民によってコントロールされてはならない。政府に白紙委任してはならない。それが平和と幸福にたいする最大の保証である。そのような立場から、わたくしはこの書物を書いてみた。」

畝村も、「日常生活」と国際法を結び付けようと試みる『日常生活と国際法』(B-2-27)で、「『国際法というのは、自分たちとは縁が遠く、とてもむつかしいもの』、と思いこんでいる人が多いようです。その責任の多くは、私もふくめて国際法学者の側にあるのではないか、と思うのです。」と述べながら、国際法学者の責任を強調している。

この田畑、石本、畝村の話から、なぜ国際法の知識が、専門家や学生だけでなく、「一般市民」にとっても重要であるのか、日本はその理由をすでに自らの経験を通じて痛感しており、そして国際法の知識の一般市民への普及については国際法学者にも大きな責任がある、というメッセージ、反省と覚悟が、非常に素直な形で伝わってくる。また、松隈の『現代国際法』(B-2-21)や山本の『国際社会と法』(B-2-25)も「教養」としての国際法の知識を一般市民や読者に広く伝えようと心掛けた著作である。

第3に、この時期には、世界法研究がより組織的に行われることになった。1964

年、田畑、高野、川上敬逸、小谷鶴次らは世界連邦建設同盟の夏季研修会における世界法の研究で名のあるハーバード大学のソーン（L. B. Sohn）との会合を通じて、世界法研究会（仮称）を設けることにした。その後議論を重ね、上記の四人を發起人として翌年の1965年に第1回研究会を行った。⁽²⁹⁾研究会の性格に関しては様々な意見があったようであるが、世界連邦樹立の実践運動とは切りはなして、純粋に学究的な立場の独立した研究会を目指すことになった。⁽³⁰⁾もっとも、世界法研究がより本格的に行われるのは次の時期である。

なお、この時期には欧米著作が4冊（表（B-6））、ソビエト著作も6冊が翻訳された（表（B-7））。まず、欧米著作の著者は、1番がザイドルホーヘンベルデルン（I. Seidl-Hohenveldern）、2番がルソー（C. E. Rousseau）、3番がジェサップ（P. C. Jessup）、4番がラウン（R. Laun）であり、内容だけでなく国籍にも多様性が見られる。1番の著者はフェアドロスの「高弟」である。

（B-6）翻訳：欧米著作（1960～1975年）

	著者・訳者	タイトル	年度	出版社
1	イグナス・ザイドルホーヘンベルデルン（著）、嘉納孔（訳）	『国際法演習』	1967	東京：日本評論社
2	ルソー（著）、小谷鶴次ほか（共訳）	『ルソー「国際公法」』（上）・（下）	1968 -1969	京都：柳原書店
3	P. C. ジェサップ（著）、落合淳隆（訳）	『現代の国際法—入門』	1972	東京：敬文堂
4	R. ラウン（著）、小林宏晨（訳）	『自然法と国際法』	1974	東京：未来社

また、表（B-7）の1番と2番は、ソ連科学アカデミーが1957年に出版した教科書を異なる二つのグループが各々翻訳したものである。また、このソ連科学アカデミーが6巻からなる『国際法講義』を1967年から出版していたが、4番と6番は各々その第1巻と第2巻の翻訳である。この翻訳は田畑と高野の指導と支援を受けている。そしてソ連科学アカデミーの著作（2）とトゥンキンの2冊（3・5）

(29) 高野・前掲注(18) 35-36頁。

(30) 田畑茂二郎談（深津栄一聞き手）「田畑茂二郎先生に聞く—世界法の理念について」（世界法年報8・1988）34-40頁。

の翻訳は安井が監修している。日本におけるソビエト国際法研究の中心にはいつも安井がいたと言っても過言ではない。

(B-7) 翻訳：ソビエト国際法（1960～1975年）

	著者・訳者	タイトル	年度	出版社
1	ソヴィエト連邦科学アカデミー法律研究所（編）、日刊労働通信社（編訳）	『ソヴィエト国際法』	1962	東京：日刊労働通信社
2	ソ連科学アカデミー法律研究所（編）、安井郁（監修）、岩淵節雄・長尾賢三（翻訳）	『国際法』（上巻）・（下巻）	1962 -1963	東京：日本評論新社
3	ゲ・イ・トゥンキン（著）、安井郁（監修）、岩淵節雄（訳）	『イデオロギー闘争と国際法』	1969	京都：法律文化社
4	ソ連科学アカデミー（編）、高橋通敏（訳）	『ソビエト国際法の基礎理論』	1971	東京：有信堂
5	ゲ・イ・トゥンキン（著）、安井郁（監修）、岩淵節雄（訳）	『国際法理論』	1973	東京：法政大学出版局
6	ソ連科学アカデミー（編）、高橋通敏（訳）	『ソビエト国際法II—基本的原則とその分野』	1974	東京：有信堂

4 研究方法論の多様化と世界法研究の本格化（1976-1989年）

この時期の日本の国際法研究は更なる融合と分化を繰り返すことになるが、特に国際法観や研究方法論の多様化が著しく見られると同時に、世界法研究が「世界法学会」を中心に本格的に行われるようになった。1980年代には研究分野が次第に細分化したが、各分野ですでにかなりの研究上の進展があったため、研究者たちは膨大な量の先行研究を読みながら自分の研究の方向性を模索しなければならなかった。

表（C-1）はこの時期に出版された著作（単著）のリストである。高野、山本、大沼などこの時期の代表的な学者だけでなく、皆川、筒井、深津、宮崎、経塚など中堅及び新鋭の学者たちの活躍が増えている。但し、後述の通り、前の時期と比べて、単著の数が減り、共著の数が大きく増えている。

（C-1）1976年から1989年までに出版された単著

	著者	タイトル	年度	出版社
1	経塚作太郎	著『図解国際公法』	1977	東京：立花書房
2	関野昭一	著『国際法概論』	1978	東京：大成出版社
3	足立純夫	著『現代戦争法規論』	1979	東京：啓正社
4	杉山茂雄	著『国際法要綱』（上巻）	1981	東京：開発社
5	古屋眞一	著『平時国際法論』	1981	甲府：学校法人山梨学院
		著『戦時国際法論』	1983	甲府：学校法人山梨学院
6	城戸正彦	著『国際法』	1982	京都：嵯峨野書院
7	筒井若水	著『国際法II』	1982	東京：青林書院新社
		著『現代資料国際法』	1987	東京：有斐閣
8	高野雄一	著『教養国際法—明日の国際社会と日本』	1983	東京：東京大学出版会
9	宮崎繁樹	著『国際法綱要』	1984	東京：成文堂
10	深津栄一	著『国際法総論』	1984	東京：北樹出版
11	金沢正雄	著『国際法入門—生きた国際社会の理解のために』	1984	東京：中央経済社
12	伊藤不二男	著『クロティウスの自由海論』	1984	東京：有斐閣
13	皆川洸	著『国際法研究』	1985	東京：有斐閣
14	山本草二	著『国際法』	1985	東京：有斐閣
15	大沼保昭	著『東京裁判から戦後責任の思想へ』	1985	東京：有信堂高文社
16	小木曾本雄	著『国際法入門』	1987	東京：東信堂
17	清水良三	著『現代国際法諸説』	1988	東京：酒井書店
18	西俣昭雄	著『現代の国際法』	1989	東京：法学書院

まず、この時期には学者たちの国際法観や研究方法論が多様化し、その多様性の幅がかなり広がった。この好例が、同じく高野の弟子でありながらも、研究方法論は正反対であった山本草二と大沼保昭の研究である。

山本は「国際法学界の第一人者」と呼ばれていた。⁽³¹⁾ 山本の初期の研究は海洋法の

(31) 広部和也・田中忠編『国際法と国内法—国際公益の展開（山本草二先生還暦記念）』（勁草書房・1991）「はしがき」iv頁。安藤仁介「山本草二著『国際法〔新版〕』（有斐閣 一九九四年

歴史・思想史に関するものが多かったが、その後、海洋法だけでなく、国際通信法、宇宙法、国家責任法、国際組織法、国際行政法、国際経済法、国際刑事法など、分野毎の研究を重ねたあと、これらに基づいて彼自身の国際法学を築いた。山本の研究については、「政治や哲学に引きつけようとする方法に一貫して批判的立場をとり、国際法が徹頭徹尾法であることを実証することに力を注いでこられ」、主権という曖昧で多義的な概念を中心に構成されてきた国際法の体系を「国家管轄権という実定法的概念に純化して再編成し、それを基礎に国際法の体系そのものを再構築」したと評価されている。⁽³²⁾そして彼のこのような研究の集大成が主著の『国際法』⁽³³⁾であり、同著作は当時の代表的な体系書の一つとして高く評価された。

しかし、山本の研究は、実証主義・実定国際法にあまりにも傾いているので規範の社会的基盤や文脈が軽視されているとの批判もなされている。⁽³⁴⁾特に、大沼は山本の研究について、横田と高野の研究と比較し、次のように述べている。“YOKOTA's textbooks, which in their earlier prewar version were rather abstract, theory-oriented books based on the monistic pure theory of law, developed in the postwar period to be more legally positivistic, by paying more attention to the interpretation of existing rules of international law. TAKANO made a further step in the same direction.....YAMAMOTO's textbook, published most recently (in 1985) carried TAKANO's approach to its utmost logical limit.”⁽³⁵⁾

大沼は高野に次いで東大で国際法を教えたが、横田・高野・山本のような条約や判例の徹底した分析に基づくアプローチを採用せずに、規範の社会的基盤や文脈を重視した。「戦争責任」、「東京裁判」、「在日韓国・朝鮮人の人権」などの研究から始まった大沼の研究は、山本とは異なり、国際法だけでなく、国際政治、文学、歴

xxii+761+xvii)」（国際法外交雑誌11- 1・1996）106頁。

(32) 山本の研究に対する評価については次を参照。広部・前掲注(31)「はしがき」。村瀬信也・奥脇直也編『国家管轄権—国際法と国内法（山本草二先生古希記念）』（勁草書房・1998）「はしがき」。

(33) 山本の『国際法』は次の三部から成っている。すなわち、「国際社会の基盤の変化に応じた、国際法の基本的な機能と構造に関する総論部分（第一部）、国際関係の基本単位としての国家管轄権の構造とその発現態様に関する実体法部分（第二部）、そして国際法秩序の維持と発展を確保するための方式と機関についての手続法部分（第三部）」（「はしがき」）である。

(34) 例えば、松井・前掲注（1）18-19頁。

(35) Onuma, *supra* note 1, p. 36.

史、思想史などの諸分野との対話を深めながら、彼自身の問題意識を追求するものであった。⁽³⁶⁾大沼は、国際法学を軸としながらも、専攻を超えた学際的アプローチを通じて「国際性」というものの真の意味を探し続けた。彼の研究はその後「文際性」⁽³⁷⁾（transciviliation）という概念を中心に据え、冷戦後には「文際的国際法」⁽³⁸⁾（transcivizational international law）という彼独自の国際法学を築き上げた。この「文際国際法」に対する評価は様々であるが、少なくとも非欧米学者のオリジナルな研究が国際レベルで議論されているのはあまり見られなかった現象であると思われる。

以上のように、山本と大沼の研究は、各々異なる国際法観と研究方法論をとりながら、既存の国際法学の幅をさらに広げたと考えられる。しかし、この時期になると、山本や大沼などの代表的な学者だけでなく、独自の国際法観や研究方法論を模索する学者がさらに増えていた。

例えば、ほぼ同世代の深津栄一（日本大学）と宮崎繁樹（明治大学）（深津は1923年生まれ、宮崎は1925年生まれ）は、戦後から各々独自の問題意識に基づいて研究を始め、二人とも1984年には各自の研究を集大成した『国際法総論』（C-1-10）と『国際法綱要』（C-1-9）を出版した。深津の研究は最初から「国際法の適用、執行過程に関する問題の理論的・実証的な考慮」と「国際法の社会的機能」

(36) 大沼は次のように述べている。“Partly influenced by TABATA and partly influenced by critical study of modernity, some of the younger generation scholars, including the present author, have attempted to overcome the modernist and Eurocentric preconceptions in the history of international law.” Onuma, *supra* note 1, p. 43. また、村瀬の回想によると、大沼が「先生」と呼んでいたのは「恩師の高野雄一教授と京都の田畑茂二郎教授だけ」であったようなので、若き大沼は横田や高野だけでなく、田畑からもある程度の影響を受けていたと考えられる。村瀬信也「大沼保昭教授との思い出」(s-murase.blog.jp/archives/23853090.html, 2022.03.05)。これは「国際法の周辺：村瀬信也のブログ」に載せられた内容であるが、このブログはいま削除されている。しかし、実は、大沼が先生と呼んだもう一人がいた。それは李漢基である。大沼保昭「李漢基先生のこと」(季刊在日文芸民涛10・1990) 314-316頁。

(37) 例えば、大沼保昭「『国際性』と『文際性』」(大沼保昭『倭国と極東のあいだ—歴史と文明のなかの「国際化」(中央公論社・1988) 所収) 20-49頁。大沼はこの『倭国と極東のあいだ』を李漢基に捧げている。大沼は李漢基から強い影響を受けているようであるが、その影響の具体的な内容については今後の課題としたい。

(38) 例えば、Onuma Yasuaki, *International Law in a Transcivizational World* (Cambridge University Press, 2017). また、大沼の著作に関する次の国際シンポジウムを参照。Symposium on Onuma Yasuaki's "International Law in a Transcivizational World", *Asian Journal of International Law*, Vol. 9, Issue 1 (2019).

に重点をおいており、⁽³⁹⁾『国際法総論』の構成も序論（第1編）、法源論（第2編）、主体論（第3編）、⁽⁴⁰⁾解釈・適用論（第4編）、国際手続法論（第5編）となっている。それに対して、宮崎の研究は最初から「一貫して国際社会における人権の擁護」に重点をおいており、⁽⁴¹⁾『国際法綱要』の主体（第2編）は「個人、国家、国際機構」の順番で「個人」が最初に登場している。宮崎は、「現在は、価値の多元化の時代であり、ともすれば自信を喪失し、混沌とした世界のようにも思われる。その中で、基点を定めなければ、ただ漂流するばかりである。わたくしは、基点を個人の人権に置きたい。」と述べている。

他にも、例えば、関野（C-1-2）は「自然法的要素を内在的に強く持ちながら（中略）生成しつつある未成熟の国際法について自分なりの体系化と叙述」を試みており、金沢（C-1-11）は「四十年間の外交官生活」を活かして「生きた国際社会の理解のため」の国際法教育を目指していた。また、古屋の著作（C-1-5）では、師の中村進午への尊敬と祖国に対する愛国心が強調されている。

以上のように、この時期の日本の国際法研究には、国際法観や研究方法論における「多様性」が徐々に定着していた。主流か否かは別として、自分が正しいと思う国際法観や研究方法論にこだわり、それを自分の著作を通じて表現しようとする学者が増えつつあった。このような状況は、ヨーロッパ国際法学を受容しそれをそのまま理解することだけで精一杯であった19世紀末から20世紀初頭までの研究状況とは完全に異なるものであり、正解のような通説や代表的な学説を中心としていた戦後初期の研究の雰囲気ともかなり違うものであった。

また、この時期に高野の著作がドイツ語に翻訳されたが、明石によれば、これは「『対外発信』として初めて国際法概説書が送り出されたもの」⁽⁴¹⁾であった。

なお、この時期にも戦後から現れた3つの特徴がさらに際立つものとなった。

第1に、この時期には単著がほぼ半分に減った反面、共著はほぼ2倍に増えた。

(39) 浦野起央・牧田幸人編『現代国際社会の法と政治（深津栄一先生還暦記念）』（北樹出版・1985）「献辞」。

(40) 住吉良人・大畑篤四郎編『二十一世紀の国際法（宮崎繁樹教授還暦記念）』（成文堂・1986）「まえがき」。

(41) 明石欽司「日本の国際法学『対外発信』の100年—欧文著作公刊活動を題材として」（大沼保昭編『国際社会の法と政治（日本と国際法の100年第1巻）』（三省堂・2001）所収）224頁。

共著の場合、少数共著より多数共著の方がはるかに多い。5名未満の少数共著は5冊に過ぎないが（表（C-2））、5名以上の多数共著は14冊も出版された（表（C-3））。これらの共著には、当時の国際法学者が何らかの形でほぼ全員参加していた。

まず、共著のパターンがさらに多様化してきた。共同執筆のネットワークを見ると、例えば、「相前後して研究生活に入ってから以来、親交をつづけ、考え方も共通している点が多い」仲間（C-2-2）、「学界のほぼ同世代に属する多くの執筆者」（C-3-2）、「新進・中堅の気鋭の研究者」（C-3-3）、「新進気鋭の研究者を含む多くの専門家・諸教授」（C-3-6）など様々な形が見られる。これらの説明は相互に類似しているように見えるものの、実際の執筆者リストを見ると、そこには各々や異なるネットワークが作動していたことがわかる。⁽⁴²⁾

また、「京都の国際法研究会会員有志」（C-3-7）のように同じ大学出身もあれば、それよりもっと強い絆で結ばれた関係もある。例えば、松井ほか編（C-3-13）は、「私たちの多くは京都の国際法研究会に属し、そこで田畑茂二郎先生をはじめとする諸先生や友人たちの教をいただいていた。また、私たちは民主主義科学者協会法律部会の国際法グループで、祖川武夫先生などのご指導をいただいて共同研究を行ってきた。したがって私たちは、基本的には問題意識や国際法観を共有していると言える。」という。

さらに、教科書の目的もさらに多様化していた。例えば、『標準国際法』（C-3-14）は、「本書は、国際法の初学者と、入門的な学習を一応終えて国際法全体の展望をまとめつつ、国際法の学説・事例についてさらに理解を深めようとする人々を対象」としており、したがって、「とくに重要と思われる論点についてやや深く検討」するという。また、執筆者の強い共通信念に基づいて執筆された著作もある。例えば、『ホーンブック国際法』（C-2-4）は、「本書は、国際法の究極的存在理由は、国家＝権力の利益と論理を弁護し、正当化するためではなく、個人および個人の集団である人民または民族の権利と利益を擁護し、国際社会の平和と安全の維持・確立のためにある、という執筆者共通の信念に基づき、人権と平和の確立を訴える国

(42) 『国際法の基本問題』（C-3-12）は、『月刊法学教室』誌（1982年4月号-1985年4月号）に「国際法の基本問題」シリーズ（28回）として連載された論文を一冊の書籍にまとめたものである。

論 説

．．．．．
 際法のテキストとして刊行した。」と述べている。

(C-2) 少数共著 (5名未満) (1976-1989年)

	編著者	執筆者	タイトル	年度	出版社
1	深津栄一、牧田幸人 (共著)	2名	『国際公法』	1976	東京：評論社
2	高橋悠、畝村繁 (著)	2名	『国際法』	1976	東京：青林書院新社
3	松田幹夫 (編)	金子利喜男、柴田正男、城山正幸、松田幹夫 (4名)	『演習ノート国際公法』	1982	東京：法学書院
4	金東勲ほか (著)	金東勲、芹田健太郎、藤田久一 (3名)	『ホーンブック国際法』	1987	東京：北樹出版
5	曾我英雄、佐伯富樹 (著)	2名	『国際法の現代的展開』	1988	東京：高文堂出版社

(C-3) 多数共著 (5名以上) (1976-1989年)

	編著者	執筆者	タイトル	年度	出版社
1	皆川洸、山本草二 (編)	阿久沢英男、安藤仁介、内田久司、大谷良雄、小川芳彦、奥原敏雄、川島慶雄、城戸正彦、経塚作太郎、金東勲、栗林忠男、小池徹、小寺初世子、斎藤恵彦、杉原高嶺、杉山茂雄、関野昭一、芹田健太郎、高橋武、東寿太郎、広部和也、深津栄一、藤田久一、松井芳郎、水上千之、皆川洸、宮崎繁樹、森川俊孝、森脇庸太、山本草二、横川新 (31名)	『演習国際法』	1977	東京：青林書院新社
2	内田久司、山本草二 (編)	内田久司、松田幹夫、山本草二、阿久沢英男、広部和也、太寿堂鼎、高林秀雄、栗林忠男、東寿太郎、川島慶雄、小川芳彦、安藤仁介、森脇庸太、関野昭一、香西茂、竹本正幸 (16名)	『国際法を学ぶー現代国際法の理解のために』	1977	東京：有斐閣

3	寺沢一、山本草二（編）	寺沢一、尾崎重義、河西直也、内田久司、広瀬和子、経塚作太郎、広部和也、東寿太郎、小川芳彦、松田幹夫、安藤仁介、宮崎繁樹、阿久沢英男、山本草二、横田洋三、吾郷真一、深津栄一、栗林忠男、鷺見一夫、池田文雄、小菅敏夫、波多野里望、村瀬信也、島田征夫、三好正弘、杉原高嶺、小和田恒、関野昭一、森脇庸太、石本泰雄、香西茂（31名）	『国際法の基礎』	1979	東京：青林書院新社
4	経塚作太郎、瀬川善信（編集）	経塚作太郎、瀬川善信、小城剛、川上壮一郎、古賀衛、武山真行、富岡仁、橋本博、布施勉、山下泰子（10名）	『答練国際公法』	1979	東京：学陽書房
5	太寿堂鼎、波多野里望（編）	太寿堂鼎、波多野里望、村瀬信也、芹田健太郎、金東勲、松田幹夫、中村道、横田洋三、家正治、東寿太郎、栗林忠男、広部和也、尾崎重義、牧田幸人、関野昭一、藤田久一（16名）	『ワークブック国際法』	1980	東京：有斐閣
6	大平善梧、皆川洸（編著）	池田文雄、大谷良雄、大平善梧、奥原敏雄、川崎孝子、城戸正彦、経塚作太郎、久保田きぬ子、桑原輝路、佐藤文夫、佐藤好明、杉山茂雄、鷺見一夫、高井晉、柘山堯司、西俣昭雄、野瀬和紀、服部弘志、原正行、深津栄一、布施勉、前田寿、丸山直起、皆川洸、宮崎繁樹、森川俊孝、横川新（27名）	『国際法講義』	1980	東京：北樹出版
7	藤田久一ほか（著）	藤田久一、中村道、小川芳彦、林久茂、太寿堂鼎、高林秀雄、金東勲（7名）	『国際法1』	1980	京都：蒼林社
8	深津栄一、宮崎繁樹（編）	深津栄一、宮崎繁樹、松田幹夫、住吉良人、伊津野重満、岡村堯、粕谷進、山下泰子、川上壮一郎、田中忠、牧田幸人、古賀衛、柴田正男、服部弘志、佐藤幸男、甲山員司、神山晃令（17名）	『基本マスター国際公法』	1980	東京：法学書院
9	皆川洸、内田久司（編）	皆川洸、桑原輝路、内田久司、落合淳隆、水上千之、栗林忠男、川島慶雄、横川新、杉原高嶺、杉山茂雄、藤田久一（11名）	『講義国際法』	1982	東京：青林書院新社
10	波多野里望、小川芳彦（編）	波多野里望、小川芳彦、安藤仁介、大内和臣、杉原高嶺、筒井若水、広部和也、藤田久一、松田幹夫、村瀬信也、横田洋三（11名）	『国際法講義—現状分析と新時代への展望』	1982	東京：有斐閣

11	小川芳彦ほか（著）	小川芳彦、中村道、山手治之、安藤仁介、芹田健太郎、香西茂、竹本正幸（7名）	『国際法2』	1986	京都：蒼林社
12	寺沢一、内田久司（編）	廣瀬和子、石本泰雄、経塚作太郎、小川芳彦、小森光夫、皆川洸、内田久司、松田幹夫、広瀬善男、森川俊孝、金東勲、大谷良雄、森脇庸太、松井芳郎、東寿太郎、横田洋三、山本草二、太寿堂鼎、安藤仁介、中村洸、桑原輝路、三好正弘、大内和臣、城戸正彦、大沼保昭、横川新、芹田健太郎、宮崎繁樹（28名）	『国際法の基本問題』	1986	東京：有斐閣
13	松井芳郎ほか（著）	松井芳郎、佐分晴夫、松田竹男、岡田泉、田中則夫、薬師寺公夫（6名）	『国際法』	1988	東京：有斐閣
14	寺澤一、山本草二、広部和也（編）	寺澤一、内田久司、広部和也、村瀬信也、小寺彰、横田洋三、山本草二、東寿太郎、桑原輝路、水上千之、岩沢雄司、松田幹夫、河西直也、杉原高嶺、田中忠、森脇庸太、宮崎繁樹（17名）	『標準国際法』	1989	東京：青林書院

第2に、学生や一般市民に国際法をより分かりやすく伝えるための工夫もより洗練された。まず、学生の理解を高めるために様々な工夫がなされた。例えば、筒井の『国際法Ⅱ』(C-1-7)は「学術的な」教科書と「教育的な」教科書を区別して、教科書が「真に教育的であるためには、学問上の争点を知らしめることによって問題意識を植えつけ、学習意欲を引起こすものでなくてはならない」という。また、『ワークブック国際法』(C-3-5)は、100項目の問題を選び、各項目に「設例」・「質問」・「解説」を付しているが、「本書のこのような試みは、もとよりわが国では初めてであるが、外国の出版物でも類書はほとんど見当たらない。」とする。⁽⁴³⁾

また、一般市民への国際法知識の普及が非常に重要であるということがより多くの学者たちに認識され、様々な試みが続けられた。例えば、経塚・瀬川編の著作(C-

(43) また、深津・牧田の著作(C-2-1)は、「初学者の理解を助けるため、統計、図表などができるかぎりとり入れ、国内判例に比して要約することが困難な国際判例も、註記で説明を加えた。このような『親切』は、時には学問の内容をゆがめる危険のあることが多くの先輩教授によって指摘されてきた。しかし、新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどマスメディアの異常な発達、新しい世代にたいしては『新しい方法』をもって対処しなければならないという状況を生み出した。」と述べている。

3-4)は「国際法の研究が、その掌に当たる国家機関や学者、学生のみに限られず、一般人にも必要とされてきている。」という。皆川・内田編の著作(C-3-9)も「外交の民主化によって平和の維持、平和的協力の増進がより確かなものとされるためには、世論形成に参加する国民層の間にもっと国際法の常識が広がっていくべきだ」という感を深くする。」と強調している。特に、『教養国際法』(C-1-8)を執筆した高野は、「ユニークな教養書」を目指しているとしながら、「国際関係や国際問題を勉強する人に、基礎的教養として読んで貰いたい」と述べている。⁽⁴⁴⁾

第3に、おそらくこの時期の最も重要な特徴は、世界法の研究が「世界法学会」を中心に本格的に行われたことであろう。まず、世界法研究会は1976年に「世界法学会」として改組された。世界法学会の会則第3条(目的)には「本会は、世界法および世界連邦に関する諸問題の研究ならびにそれに関連する活動を行うことを目的とする。」⁽⁴⁵⁾と謳われている。すでに長い歴史を持っていた国際法学会との関係について疑問視する声もあった。しかし、二つの学会とも国際法を研究する学会であるが、伝統や発端、そしてメインテーマが若干異なり、お互いに相補的な関係であると理解された。例えば、田畑は以下のように述べている。

「ところで、世界法学会は国際法学会と同じではないかとよく言われるのですが、僕は同じでもいいと思うんです。ただ、発端が違うということです。それから、国際法学会は、伝統もあり、極めてオーソドックスな学会に成長しています。それに反して、世界法学会では、何でも気楽に話し合えるという雰囲気がある。それと、世界法学会の出発した発端からみて、たとえば国際機構論などは、世界法学会の中心的テーマとしてもよいのであって、それを集中的に議論して、世界法学会の特色を出すということも考えられます。それから、普遍人類社会という考えからすると、基本的人権もまた重要なテーマになりうる

(44) 他にも、例えば、曾我・佐伯の著作(C-2-5)は「現代市民法学全書」の一つとして出版されている。また、内田・山本編(C-3-2)も「国際関係は、私たちの日常生活にも直結する影響力を与えています。交通、通信の発達により、私たちは他国の国内事情や立場にも理解を深めるとともに、世界の平和維持、人権の保障、環境の保全などにも人類としての一体感をもちはじめています。国際法が個人の実生活にも直接の関心を寄せはじめ、『世俗化』してきた、ともいえましょう。」と述べている。

(45) 世界法学会「世界法学会会則」, <https://www.jawl.jp/rules.html>, (2023. 08. 14).

と思います。(中略) もっとも、国際機構とか人権だけに限定する必要はない。世界政府の思想というものが戦後とくに活発になったのは、やはり世界をひとつの秩序正しい社会にし、その中でみんなが幸せに平和で生活できるようにと考えた結果なのですが、そうした観点からすると、いろいろな問題が関係している。(中略) だから、ある意味では、国際法学会と共通した面はありますが、世界法学会にはそれなりの存在意義があると思っています。⁽⁴⁶⁾」

また、学会誌も初期の第5号までは「ニューズレター」の形式で刊行されたが、1986年からは『世界法年報』として刊行された。そして報告者の数や報告内容も年々充実していった。国際法学会の代表的な学者たちを含めて、少なからぬ国際法学者が世界法学会のメンバーとなっていた。この時期の『世界法年報』には、主に世界法の概念、国連を中心とする国際機構、国際社会の組織化、国際人道法などに関する論説が掲載された。⁽⁴⁷⁾ 世界法学会のホームページが開設された際に、当時の藤田久一理事長は、「世界法や世界政府の概念に必ずしも統一的な理解があるわけではありません。」と述べてつ、以下のように記している。

「現存の実定法（国家法や国際法）の分析のみに限定するアプローチからはみ出しましたはそれを越えたところに、世界法や世界政府の豊かな発想の世界が展開することになるのではないかと思います。現実を踏まえつつも、こうした未来の、あるべき世界法をめぐる諸問題に怯むことなく積極的に取り組んで研究していくことこそ、混沌とした21世紀の国際秩序ないし世界秩序の方向性を見極めるためにも不可欠の作業ではないかと思われます。

世界法学会は、このような世界法をめぐる諸問題への積極的なアプローチを企てていくための、恐らく世界で唯一の学会であり、その研究大会は研究・報告・発表の場であります。その意味で、このような企画を世界に先駆けて企てていく使命すら帯びているのではないかと思います。そのために、世界法学会

(46) 田畑・前掲注 (30) 37-38頁。

(47) これらの論説については次を参照。世界法学会「過去の研究大会記録」, <https://www.jawl.jp/annualconf.html>, (2023. 08. 14)。

は、世界中から発信された世界法や世界秩序をめぐる諸思想・諸潮流を取り込むと同時に、世界に向けて発信していく場、いわば（古代アテネの）アゴラのような役割を果たすことが期待されてくるものと思われます。⁽⁴⁸⁾」

最後に、この時期には、チェインバース（N. M. Chambers）、シュミット（C. Schmitt）、エイクハースト、メリルス（J. G. Merrilles）、ブラウンリー、ペレ（A. Pellet）の著作が翻訳された（表（C-4））。なお、前の時期まで盛んであったソビエト国際法の翻訳がなぜかこの時期にはほぼ消滅している。

（C-4）翻訳（1976-1989年）

	著者・訳者	タイトル	年度	出版社
1	N. チェインバース（著）、清水良三（訳）	『国際法』	1976	東京：成文堂
2	カール・シュミット（著）、新田邦夫（訳）	『大地のノモス—ヨーロッパ公法という国際法における』	1976	東京：福田出版
3	M.アイクハースト（著）、落合淳隆・長谷川正国（訳）	『現代国際法入門』	1980	東京：敬文堂
4	J. G. メリルス（著）、長谷川正国（訳）	『国際法の解剖—現代世界で果たす国際法の役割』	1984	東京：敬文堂
5	ブラウンリー（著）、島田征夫ほか（訳）	『国際法学』	1989	東京：成文堂
6	アラン・ペレ（著）、小谷鶴次ほか（共訳）	『開発国際法』	1989	東京：白水社

5 おわりに

本稿は、冷戦期の日本で出版された国際法著作を調査し、同時期の日本における国際法研究上の諸段階と特徴を分析した。この分析によれば、冷戦期日本の国際法研究は、「戦後処理と新しい研究方向性の模索」（第1段階）、「質的・量的進化と一般市民への浸透」（第2段階）、「研究方法論の多様化と世界法研究の本格化」（第3

(48) 2003年5月の藤田久一理事長の挨拶。藤田久一「世界法学会ホームページ開設にあたって」, https://www.jawlj.jp/former_president_address_fujita.html, (2023. 08. 14).

段階」という3つの段階を歩んで来たといえる。

また、他の東アジア諸国と比べると、冷戦期日本の国際法研究には、研究内容の深さや国際法観・研究方法論の多様化以外にも、以下のような3つの特徴が見られた。これらの3つの特徴は、少なくとも「冷戦期」の他の東アジア諸国ではあまり見られない（あるいは仮に見られたとしてもその背景やスケールがかなり異なる）特徴である。

第1に、国際法研究の全国的拡大はもちろんのこと、学界の様々なネットワークを通じて非常に多くの「共著」が出版されている。このような共著の拡散には、基本的に学会、学縁、地縁などによる様々な「ネットワーク」が核心的な役割を果たした。特に、執筆者が5名以上の「多数共著」の著しい増加が見られた。当時のほぼ全ての日本の国際法学者は、何らかのネットワークを通じて、これらの共著の執筆に参加していた。

第2に、国際法の知識が、様々な試みを通じて、専門家や学生だけでなく、一般市民にまで徐々に浸透し始めている。戦間期までは主に限られた専門家や学生を対象としていたが、冷戦期になるとより多くの学生や一般市民が国際法を理解しやすくするための工夫がさまざまな形でなされた。外交官などの限られた専門家の言葉であった国際法が、徐々に一般市民にも共有されるようになっていく。この現象は国際法の普遍化や地域化を理解するに当たって非常に重要な鍵となっていると考えられる。

第3に、冷戦期の他の東アジア諸国が各々「本国独自の国際法学」（すなわち、中国の「中国特色国際法理論」、台湾の「台湾国際法学」、韓国の「韓国的国際法学」、北朝鮮の「主体国際法理論」、ベトナムの「ベトナム国際法学」）を模索している反面、日本では「日本（的）国際法学（理論）」の声が届かず、逆に「世界法研究」が活発になっている。

それはなぜだろうか。これに対する筆者の暫定的な答えは、まるで「原爆」が「核兵器」に対する恐怖と警告を日本国民の心に刻んだように、おそらく「大東亜国際法」への記憶が深く関連しているのではないかということである。

例えば、一又は、主に明治から昭和初期を対象とした『日本の国際法学を築いた人々』の最後で、「本稿が対象としたこの時期において、学者に、政府に、政治家に、

また学者のなかでも、専攻の国際法学者のみならず、外交史、法理、刑法、民法、商法などほとんどすべての法学者を通じて、彼らに一貫して脈々として流れるものは、ナショナリズムであった。⁽⁴⁹⁾と述べている。実は、一又彼自身も、「日本的国際法観の定立に関する諸問題」という論文を執筆している。この論文で一又は、戦間期の「英国、米国、ソヴィエト、ドイツ」の国際法観を各々分析した上で、「日本的国際法観」の構築を試みている。特に一又は、「日本的国際法観の中核は一言にしていえば和である。大なる調和である。」としつつ、「日本文化の指導理念たる調和の原則は、かかる従来の国際法学上の論争にも、或いは打開の途を拓く一路となるかも知れないという希望を吾人に與えるものであることを確信する。」と結論付けている。そしてその後の一又の研究は、国際法学会とともに、大東亜国際法の構築につながっていった。明石は、大東亜国際法の構築が、「日本の国際法研究者が、近代国際法（学）の充分な理解の上に、理論的独自性を発揮しようとした試み⁽⁵¹⁾」であったと評価している。もしそうであれば、「大東亜国際法」は、完成はできなかったものの、ある意味で戦間期における「日本（的）国際法学」であったかもしれない。そしてそのような経験があったからこそ、戦後の日本の国際法学界においては「日本（的）国際法学」の構築が意識的になされなかったかもしれない。

なお、これらの特徴に加えて、以下の2点も冷戦期日本に独特な特徴として指摘しうる。

一つは、上記の3番目の特徴とも関連するが、冷戦期の日本には「日本（的）国際法学」の声が聞こえないものの、その代わりに、「横田国際法学」、「田畑国際法学」、「石本国際法学」、「山本国際法学」等、学者個人の名を冠した国際法学の言及が少なくないことである。もちろん、他の東アジア諸国においても、全くないとは言えないが、そのような呼び方は非常に限られている。

もう一つは、日本の場合、外国で修士号や博士号を取得するケースが他国と比較してかなり少数であるということである。戦間期・冷戦期の他の東アジア諸国の学者たちは、留学派であれば、ほんの一部の例外を除いては、日本や欧米諸国の中の

(49) 一又正雄『日本の国際法学を築いた人々』（日本国際問題研究所・1973）182頁。

(50) 一又正雄「日本的国際法観の定立に関する諸問題」（早稲田法学20・1941）1-57頁。

(51) 明石欽司「『大東亜国際法』理論—日本における近代国際法受容の帰結」（法学研究82・1・2009）283頁。

「一国」へ留学し、そこで学位を取得していた。しかし、日本の19世紀・20世紀初頭の国際法第1世代の学者たちは、欧米のある「一国」ではなく、数カ国（例えば、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、アメリカなど）を「回りながら」留学（研修）をしても、学位は日本の大学で取得する、という伝統を築いた。その後、戦間期や冷戦期の日本においても、留学先の国数はやや減っているように見えるものの、「研修は欧米諸国で、学位は日本で」または順序を変えて「学位は日本で、研修は欧米諸国で」という伝統は、基本的には続いているように見える。

また、本稿では取り上げなかったが、「判例（事例）研究」も冷戦期の日本の研究にみられる非常に重要な特徴の一つであった。横田が戦間期に一人で行っていた判例研究は戦後も続いたが、冷戦期には様々な国際・国内判例を扱う研究会が組織され、体系的な共同研究が行われた。これらの研究が、日本の国際法学を支える最も重要な原動力の一つになったことは間違いな⁽⁵²⁾い。

本稿は、冷戦期の他の東アジア諸国に共通してみられる「自国的国際法学」が日本では意識的に構築されなかった旨を指摘しているが、このことは、日本の国際法学者が日本の国益を守るために国際法を活用しようとしなかったとか、日本の国際法学の特徴が本稿で述べたもの以外には全くなかった、ということの意味するものではない。また、戦後の「世界法研究」に対する態度（情熱）が冷戦後まで維持されたと評価しうるのかという点についてもさらなる研究が必要である。これらの問題が非常に重要であることは確かであるが、本稿の射程を超えるものであるため、今後「冷戦後」の研究上の特徴を分析する際に検討することとしたい。

なお、大東亜国際法研究が及ぼした影響の可能性を含めて、以上のような日本の

(52) その代表的な著作としては次のようなものが挙げられる。横田喜三郎著『国際判例研究I』（有斐閣・1933）；皆川洗編著『国際法判例要録』（有斐閣・1962）；高野雄一編著『判例研究国際司法裁判所』（東京大学出版会・1965）；横田喜三郎著『国際判例研究II』（有斐閣・1970）；田畑茂二郎・太寿堂鼎編『ケースブック国際法』（有信堂・1972）；皆川洗編著『国際法判例集』（有信堂・1975）；祖川武夫・小田滋編著『わが国裁判所の国際法判例』（有斐閣・1978）；波多野里望・筒井若水編著『国際判例研究領土・国境紛争』（東京大学出版会・1979）；宮崎繁樹編『基本判例双書・国際法』（同文館・1981）；横田喜三郎著『国際判例研究III』（有斐閣・1981）；Shigeru Oda, Hisashi Owada (eds.), *The Practice of Japan in International Law 1961-1970* (University of Tokyo Press, 1982)；国際法事例研究会著『国家承認（日本の国際法事例研究（1））』（日本国際問題研究所・1983）；国際法事例研究会著『国交再開・政府承認（日本の国際法事例研究（2））』（慶応通信・1988）。

特徴やその理由に関する問題は、単純に国際法研究だけの問題ではなく、歴史・政治・経済・文化など様々な側面が関わってくる非常に複雑な問題であると考えられるため、いますぐ急いで結論を出すよりは、今後の課題として取り組んでいきたい。

最後に、本稿では、国際法の知識を「一般市民」へ普及させようとする国際法学者たちの願望や試みを紹介しているものの、実際に一般市民がその国際法の知識を如何に受け入れ、またそれを如何に活用したのかという点までは検討することができなかった。国際法と一般市民との距離は冷戦後になってから本格的に縮まってくため、この問題に関する考察も今後の課題の一つとしたい。また、これは拙稿でも強調した点であるが、各国の国際法研究の特徴をより正確に描くためには、各国を代表する学者のみならず、「目に見えないところで黙々と研究に取り組んでいる学者たちの研究と彼らの役割」に対する検討が非常に重要であり、それらをよりバランスよく描くことが筆者に課された今後の課題である。